

令和7年8月からの変更点について

段階判定基準が見直され、第2段階及び第3段階①の負担段階の要件が下表の太枠部分のとおり変更となります（そのほかの段階に変更はありません）。

利用者負担段階	負担段階の要件		預貯金等の資産の状況（※3）
第1段階	生活保護受給者		預貯金等の要件なし
第2段階	世帯全員市民税非課税	老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第3段階①		合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80.9万円（※2）以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階②		合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80.9万円（※2）超120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	（※1）	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

※1 別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税である必要があります。

※2 令和7年7月までの基準額は80万円となります。

※3 65歳未満の2号被保険者の預貯金額等の資産状況は、単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。